

31年度保育支給認定申請と認可保育施設への入所申し込み

申込書の配布は11月1日(木)から、受け付けは11月24日(土)から

保育支給認定申請と認可保育施設への入所申し込みは、11月1日(木)から子育て支援課(市役所2階)で配布します。また、市ホームページからも取得できます。お子さんの入所を希望する方は、受付期間や提出書類を確認の上、申し込んでください。

【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当し、保育が必要な場合
①家庭の外または中で仕事をしている(月に48時間以上、目安として週3日以上で1日4時間以上就労していること) ②出産前後である(利用期間は、出産予定月とその前後2カ月の計5カ月以内) ③病氣・負傷・障害がある(長期療養中や障害のある方を看護・介護している) ④災害(火災・震災・風水害など)の復旧に当たっている(求職活動(起業準備を含む)を行っている)の仕事が決定している場合

【受付日時・会場】11月24日(土)・12月1日(土)が午前9時～午後4時、日曜日を除く11月26日(月)～12月3日(月)が午前9時～午後5時、12月4日(火)が午前9時～午後8時。会場はいずれも、市役所2階204会議室 ※いずれの日も午前11時半～午後1時は除きます。

【注意】「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由だけでは対象になりません。障害児保育は前記①～④のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります。

学童保育所への入所申し込み 一次申請受け付けは 12月1日(土)～7日(金)

学童保育所の31年度入所の申し込み(一次申請)を、12月1日(土)～7日(金)に受け付けます。

学童保育所は、放課後帰宅しても、保護者の就労などにより家庭で育成(監護)を受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

今回の入所の対象は、31年4月に小学校新1年～新6年生になる児童です。 【受付日時】12月1日(土)～3日(月)～5日(水)が午

郵送での入所申し込みはできません

【提出書類】支給認定申請書兼利用申込書(市様式) 健康状況調査書(市様式) 申請児童1人につき1枚必要 勤務(内定)証明書(市様式) その他保育の必要性を証明する書類

【入所の決定】お子さんの保育が必要な状況を調査し、受け入れ人員数に欠員がある場合、保育の必要性の高い方から決定します。

【仮申請】5月以降の申請には仮申請はありませぬ。

【対象】出産予定日が判明し、31年4月1日時点で生後57日目に達する予定の子(31年2月3日(日)までに出産予定となつていない方)

【仮申請期間・会場】11月24日(土)～12月4日(火)が

前記の一般の申請受け付けと同じ時間・会場で、12月5日(水)～31年1月7日(月)

【提出書類】支給認定申請書兼利用申込書(市様式) 健康状況調査書(市様式) 申請児童1人につき1枚必要 勤務(内定)証明書(市様式) その他保育の必要性を証明する書類

【入所の決定】お子さんの保育が必要な状況を調査し、受け入れ人員数に欠員がある場合、保育の必要性の高い方から決定します。

【仮申請】5月以降の申請には仮申請はありませぬ。

【対象】出産予定日が判明し、31年4月1日時点で生後57日目に達する予定の子(31年2月3日(日)までに出産予定となつていない方)

【仮申請期間・会場】11月24日(土)～12月4日(火)が

もありませんので、受付期間後半もご利用ください

【その他】転出などで他市区町村の保育所へ入所を希望する方は、随時同課で受け付けます。各自自治体で受付期間が異なりますので、確認の上、早めにお申し込みください。

【本申請方法】保護者の氏名で仮申請し、対象のお子さんの出生届を提出後、同課で本申請の手続きを行ってください。本申請の受付期限は、31年2月18日(月)午後5時までです。

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が31年2月4日(月)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります。5月1日付け入所を希望する場合は、再度申請が必要です。5月以降の入所は通常通りの選考となります。お子さんが生まれた後、期日までに本申請がない場合も仮申請・内定が取り消しとなります。入所の選考は先着順ではありません。例年、受付期間前半は非常に混雑し、お待ちいただくこと

決定します。希望者が定員を超えた場合は、お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。入所決定は小学1年～3年生の児童を優先します。2次申請受付期間は12月10日(月)～31年1月15日(火)、3次申請受付期間は31年1月16日(水)～3月1日(金)です。また、小学4年～6年生の高学年児童の入所申請受付期間は、12月1日(土)～31年3月1日(金)です。3次申請までの低学年児童の入所の可否が決定した後、高学年児童の入所の可否を決定します。 詳しくは同課児童青少年係 ☎470・7735へ。

【注意】郵送での申し込みはできません。必ず保護者が直接、必要書類を同課へ持参してください。▼受付期間後に申し込みのあった児童については、入所時期が遅れる場合があります。▼いずれの学童保育所も、提出した書類を基に入所判定を行い、入所児童を

ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出をお願いします

マル親医療証の更新手続き 現在使用中のマル親医療証の有効期間は12月31日(月)までです。引き続き助成を受けるためには、現況届の提出が必要です。現況届は受給要件を満たしているかどうか確認するために提出してください。

【提出方法】届け出用紙と返信用封筒を同封して送付してください。 児童扶養手当の認定を受け

【利用者支援員相談】も行っていますので、ぜひご利用ください。利用にあたっては事前に相談日時をご連絡ください。

【利用】12月9日(日)午後2時～4時半 【会場】市民プラザホール 【内容】東久留米市農業振興計画

【日時】12月9日(日)午後2時～4時半 【会場】市民プラザホール 【内容】東久留米市農業振興計画



【日時】12月9日(日)午後2時～4時半 【会場】市民プラザホール 【内容】東久留米市農業振興計画

都営交通無料乗車券の発行時に必要な手帳・証書など

対象者	必要な手帳・証書など
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	愛の手帳
戦傷病者	戦傷病者手帳
原爆被爆者	被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書または健康管理手帳
生活保護受給世帯員	保護開始決定通知書
中国残留邦人等	支援給付決定通知書
児童扶養手当受給世帯員	児童扶養手当証書
被救護者	当該施設の長が発行する証明書

都営交通無料乗車券のご案内

市では、下表の手帳をお持ちの方および手帳などを受給している世帯に、「都営交通無料乗車券」を発行しています。

詳しくは管財課 ☎470・7747へ。



行政境界確認と公共用地境界確認に係る証明の手数料の徴収を開始します

行政境界確認と公共用地境界確認に係る証明は、31年1月申請分から1件3000円の手数料を納付していただくことになりました。

【対象】心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童 【募集人数】1人 申し込みは11月1日(木)～8日(木)に、所定の申請書(わかくさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接持参してください。 選考審査により入園の可否を決定します。 詳しくは同学園 ☎467・3275へ。

【対象】心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童 【募集人数】1人 申し込みは11月1日(木)～8日(木)に、所定の申請書(わかくさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接持参してください。 選考審査により入園の可否を決定します。 詳しくは同学園 ☎467・3275へ。